

令和 8 年第 3 回江差町議会定例会資料

資料 1 : 海岸漂着物緊急対策事業【承認第 2 号・議案 3 号関係】	… P 1
資料 2 : 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例新旧対照表【議案第 1 号関係】	… P 3
資料 3 : 江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例新旧対照表【議案第 2 号関係】	… P 2 5
資料 4 : かもめ島入口町有地（姥神町 1 番 6）舗装等整備工事【議案第 3 号関係】	… P 3 5
資料 5 : 物価高騰対応子育て支援保育料助成事業【議案第 3 号関係】	… P 3 7
資料 6 : 物価高騰対応中学校修学旅行費補助事業【議案第 3 号関係】	… P 3 9
資料 7 : 朝日町民体育館ストローブ取替【議案第 3 号関係】	… P 4 1

海岸漂着物緊急対策事業の概要

＜産業振興課＞

◇事業の目的、内容

令和8年7月からの低気圧による大雨の影響により、町内海岸線に大量の流木が漂着した。これらの流木が再流出した場合、船舶事故や盛漁期を迎えるサケ定置網漁業等に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、流木の再流出を防止するため漂着した大型の流木等について、陸側へ移動する等の対策を緊急に行う必要がある。

押上実施後、今後の台風等による漂着状況をふまえ、過去の堆積流木と合わせ、押し上げた流木等の処分を行うもの。

◇予算措置等

20,570千円（道支出金※：16,456千円・一般財源：4,114千円）

※北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金（補助率8/10）

◇内訳

①海岸漂着物処理作業（押上委託）津花漁港～楢川地区

重機にて、波打際にある流木を陸側に移動する。（一部処分含）

・委託料 4,235千円

※9月上旬サケ小定置網設置前に実施必要（令和8年8月24日専決処分）

②海岸漂着物処理作業（処分委託）海岸全域（主に五勝手～楢川地区）

重機にて、押上により集積した流木等を処分する。

・委託料 16,335千円

流木漂着状況



津花地区



茂尻地区



砂川地区



楢川地区

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業<u>(同項第3号に掲げる事業を除く。)</u>をいう。 <u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業<u>(同項第3号に掲げる事業に限る。)</u>をいう。 (7)～(11) (略) <u>(11)の2 教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。 <u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 <u>(11)の4 保育認定子ども</u> 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。 (12)～(29) (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業<u>をいう。</u> (新設) (7)～(11) (略) (新設) (新設) (新設) (12)～(29) (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略)

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 （略） （あつせん、調整及び要請に対する協力）	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 （略） （あつせん、調整及び要請に対する協力）

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
第7条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u> に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条 （略） 2・3 （略） 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）・（2） （略） （3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供	第7条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条 （略） 2・3 （略） 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）・（2） （略） （3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

改正後	改正前
(ア) <u>教育認定子ども</u> _____ 77,101円	(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円
(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> _____ (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。 イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項 第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、 77,101円)	(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。 イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項 第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、 77,101円)
イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子 どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ど も(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の 第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイに おいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア) 又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該 当するものを除く。)	イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子 どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ど も(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の 第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイに おいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア) 又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該 当するものを除く。)
(ア) <u>教育認定子ども</u> _____ 負担額算定基準子ども又は小学校第 3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者であ る者を除く。)である者	(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第 3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者であ る者を除く。)である者
(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> _____ 負担額算定基準子ども(そのうち最 年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最 年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)・(5) (略) 5・6 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たつての留意事項(第6条第2項_____に規定する<u>選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法</u>を含む。) (8)～(11) (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>同法</u>第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはなら	ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)・(5) (略) 5・6 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たつての留意事項(第6条第2項<u>及び第3項に規定する選考の方法</u>を含む。) (8)～(11) (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>学校教育法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはなら

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
ない。 (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第5項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u> _____ に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u> _____ 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子どもの総数</u>	ない。 (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育 _____ を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当</u>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
_____が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれを含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、<u>「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と</u>、「同号」とあるのは「同条第2号」 _____と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」</u>と、同号イ（イ）中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）	<u>する教育・保育給付認定子どもの総数が</u>、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれを含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、<u>「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」</u>と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」</u>と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）

改正後	改正前
が<u>満３歳以上保育認定子ども</u> _____に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条 第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満３歳以上保育認定子ども</u> _____及び当該特定教育・保育 施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数</u> _____が、第４条第２項第２号の規定によ り定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利 用定員の総数を超えないものとする。 ３ 特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する 場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例 施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第 ７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第 ２項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下こ の項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教 育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、「利 用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあ るのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子 ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳 以上保育認定子ども」</u> _____と、「同号に掲げる小	が<u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条 第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合 には、当該特別利用教育に係る<u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育 施設を現に利用している<u>同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもの総数が</u>、第４条第２項第２号の規定によ り定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利 用定員の総数を超えないものとする。 ３ 特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する 場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例 施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第 ７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第 ２項中 _____ 「利 用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあ るのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子 ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小</u>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
学校就学前子どもの区分に係る利用定員<u>の総数</u>」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員<u>の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」</u>とする。 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（<u>同省令第27条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）</u>は、次	学校就学前子どもの区分に係る利用定員_____」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員_____」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」</u>と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（<u>同条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型</u>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u>	<u>保育事業所」という。) ごとに、法第19条第1号第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u>
<u>(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>	(新設)
<u>(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>	(新設)
<u>3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第</u>	(新設)

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略) 2 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章(第43条第1項を除く。)</u>において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 4 <u>前2項の</u>特定地域型保育事業者は、<u>前2項に</u>	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略) 2 <u>特定地域型保育事業者</u> は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章</u>において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 (新設) 3 <u>前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に</u>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 <u>5</u> 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あつせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所	規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 <u>4</u> 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あつせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) <u>当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)</u>により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。))を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) <u>当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育</u> <u>の提供を受けていた満3歳未満保</u> <u>育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の</u><u>小学校就学前子ども</u> <u>に限る。以下この号及び第6項第1号に</u> <u>おいて同じ。))</u>を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

改正後	改正前
2～6 （略） 7 前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）<u>又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、町長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</u> （１）・（２） （略） <u>8 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>9</u> （略） <u>10</u> （略） <u>11</u> （略） <u>12</u> （略） （利用者負担額等の受領） 第４３条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者<u>（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</u>	2～6 （略） 7 前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）_____ _____であつて、町長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 （１）・（２） （略） （新設） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） <u>10</u> （略） <u>11</u> （略） （利用者負担額等の受領） 第４３条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者_____ _____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
2～6 (略) (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たつての留意事項（<u>第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によつて特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (記録の整備) 第49条 (略)	2～6 (略) (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たつての留意事項（<u>第39条第2項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によつて特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (記録の整備) 第49条 (略)

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略) (準用) 第50条 <u>第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</u>	2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略) (準用) 第50条 <u>第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</u>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(特別利用地域型保育の基準) 第51条 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)</u>が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、<u>この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条</u>において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)	(特別利用地域型保育の基準) 第51条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、<u>前節(第40条第2項</u>を除き、<u>第50条</u>において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４３条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>法第１９条第３号</u>」と、「<u>教育・保育給付認定</u>」に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、<u>第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども</u> <u>に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第２項中「<u>法第２９条第３項第１号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準によ</u>	の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４３条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>同条第３号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>教育・保育給付認定</u>」に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、<u>第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者</u> <u>に係る教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第２項中「<u>法第２９条第３項第１号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準によ</u>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
り算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、<u>同条第５項中「前各項」とあるのは「第２項から第４項まで」とする。</u> <u>第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の許可基準を遵守しなければならない。</u> <u>２ 特定地域型保育事業者が、前項第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> <u>３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは、「第１９条第１号」と、「満３歳以上</u>	り算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、<u>同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。</u> （新設）

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>保育認定子ども」とあるのは、「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは、「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは、「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは、「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは、「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。</u> （特定利用地域型保育の基準） 第５２条 <u>特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u>	（特定利用地域型保育の基準） 第５２条 <u>特定地域型保育事業者が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、<u>第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」</u>とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、<u>同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とある</u>	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、<u>第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者</u> <u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とある</u>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
のは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。<u> </u>）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	のは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（<u>令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))</u>により保育の提供を受けて	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等_____により保育の提供を受けて

改正後	改正前
いた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	いた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２～６　（略）	２～６　（略）
７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。） <u>又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、町長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</u>	７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）_____であつて、町長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u>	_____
第１３条 <u>家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事す</u>	第１３条　削除 _____ _____ _____ _____ _____ _____

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>る者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （家庭的保育事業所等又は乳児等通園支援事業所内部の規程） 第１８条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５） （略） （６） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員<u>（満３歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満３歳以上の幼児の利用定員）</u> （７）～（１１） （略） 第２７条 小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型<u>（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>及び小規模保育事業Ｃ型<u>（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>とする。 （職員） 第２９条 （略） ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２	_____ _____ _____ _____ （家庭的保育事業所等又は乳児等通園支援事業所内部の規程） 第１８条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５） （略） （６） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員_____ _____ （７）～（１１） （略） 第２７条 小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型_____及び小規模保育事業Ｃ型_____とする。 （職員） 第２９条 （略） ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>(以下「<u>看護師等</u>」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は<u>障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師_____又は__看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該小規模保育事業所B型の保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士</u>	(新設) (職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設) (新設)

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （利用定員） 第 3 5 条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第 1 0 項<u>第 1 号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 1 0 人以下とする。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第 4 4 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>_____を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該保育所</u>	（利用定員） 第 3 5 条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第 1 0 項_____の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 1 0 人以下とする。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第 4 4 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。 （新設） （新設）

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第４７条 （略） ２ （略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４ <u>第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> ５ <u>前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第４７条 （略） ２ （略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 （新設） （新設）

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(準用) 第４８条 第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第４７条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第４８条において準用する次条及び第２６条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２８条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４８条において準用する第４号において同じ。)」と、<u>同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と読み替えるもの</u>とする。 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第３条 家庭的保育事業者等(満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場	(準用) 第４８条 第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第４７条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第４８条において準用する次条及び第２６条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２８条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４８条において準用する第４号において同じ。)」と、<u>同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と読み替えるもの</u>とする。 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第３条 家庭的保育事業者等(_____<u>特例</u>保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場

江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 <u>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u> <u>第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。</u> <u>第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</u> <u>第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第2</u>	合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (新設) (新設) (新設)

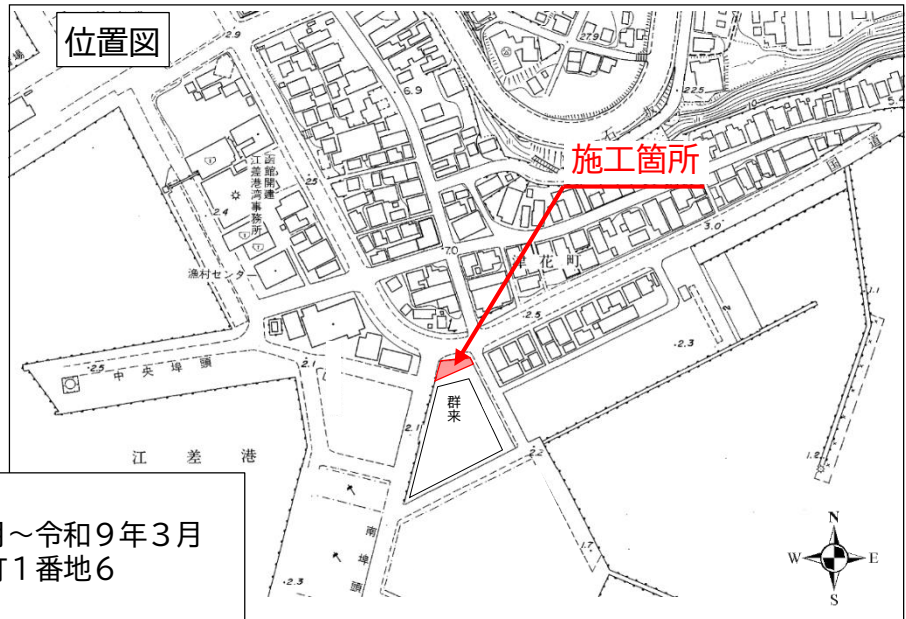
江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>9条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u> <u>第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u>	(新設)

かもめ島入口町有地(姥神町1番6)舗装等整備工事

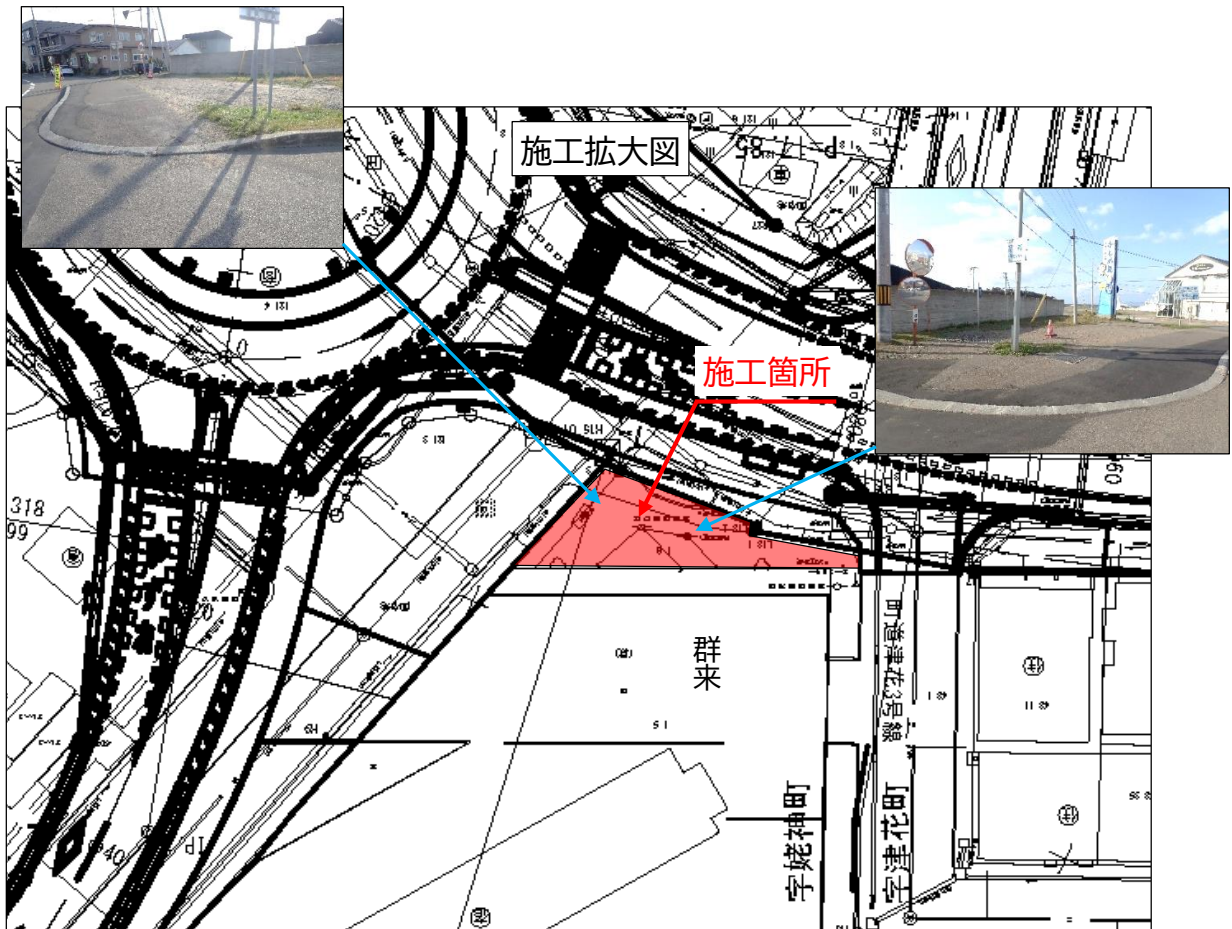
【事業目的】

国道228号交差点改良工事(ラウンドアバウト)に隣接する町有地について、既設観光案内看板を撤去のうえ、アスファルト舗装による面整備を行い、周辺環境との調和を図るとともに、かもめ島入口拠点として多目的利用を推進する。



【事業概要】

- 1 工期 令和8年10月～令和9年3月
- 2 工事場所 江差町字姥神町1番地6
- 3 工事面積 156㎡
- 4 工事内容
 - (1) アスファルト舗装
 - (2) 既設看板撤去
- 5 事業費 2,860千円(全額一般財源)



【令和8年第3回定例会:財政課】

○重点支援地方創生臨時交付金事業（令和 8 年度）

物価高騰対応子育て支援保育料助成事業 概要

＜所管課：町民福祉課＞

1. 事業目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた子育て世帯の支援のため、保育料の助成を実施する

2. 助成対象

児童の住所が江差町にあり、保育施設（保育所、認定こども園）に通所する 0～2 歳児をもつ世帯、かつ、令和 8 年 4 月分から令和 9 年 3 月分までの保育料を納めている世帯

3. 助成方法

町が指定する期日までに保育料の全額の納付を確認できた世帯に対し、令和 8 年度の保育料を申請に基づき全額助成する

- （1）令和 8 年 4 月分から 8 月分までの保育料：10 月下旬に助成金を支出
- （2）令和 8 年 9 月分から令和 9 年 3 月分までの保育料：4 月下旬に助成金を支出

4. 事業費

6, 055 千円（重点支援地方創生臨時交付金：5,102 千円、一般財源：953 千円）

5. 事業費の内訳

区 分	保育料	対象人数（世帯）
町立保育園	4,609,520 円	17 人（16 世帯）
私立認定こども園	580,000 円	3 人（3 世帯）
広域入所（町外の保育施設）	235,000 円	1 人（1 世帯）
新規入所見込分	630,000 円	3 人（3 世帯）
合 計	6,054,520 円	24 人（23 世帯）

令和 8 年度 重点支援地方創生臨時交付金事業

物価高騰対応中学校修学旅行費補助事業

<所管課：学校教育課>

1. 事業目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた子育て世帯の支援のため、中学校の修学旅行費補助を実施

2. 補助対象

江差町立中学校に就学している第 3 学年の生徒の保護者で、町内に住所を有する保護者

3. 補助方法

保護者の申請に基づき修学旅行費全額を補助する

4. 事業費

1, 9 1 4 千円（重点支援地方創生臨時交付金：1, 600 千円、一般財源：314 千円）

5. 事業費の内訳

区分	修学旅行費 1 人当たり単価	第 3 学年生徒数 (予備含む)	計	備考
江差中学校	58,750 円	25 人	1,468,750 円	2 泊 3 日 (盛岡・秋田小坂方面)
江差北中学校	63,570 円	7 人	444,990 円	2 泊 3 日 (仙台・松島方面)
計			1,913,740 円	

補正予算説明書

年度	令和 8 年度	補正時期	令和 8 年第 第 3 回定例会
担当課係名	社会教育課社会教育係	事業年度	令和 8 年度
事業名	朝日町民体育館ストーブ取替		
予算区分	一般会計	予算科目	教育費、保健体育費、体育施設費、備品購入費
第 6 次総合計画との関係	第 3 編第 2 章分野別施策	(16) 社会教育	成果指標（影響値） ・指標なし
	基本方針	②	
	具体的な施策	生涯スポーツ推進	
補正の必要性	冬期間における体育館利用者の利便性向上のため 【既存予算内での対応 可／不可】 【次年度以降での予算要求 可／不可】		
事業の性質	国策・社会情勢 政策・公約	住民安全	その他（ ）
新規性	新規 継続 拡充 減額	当初予算要求（有／無）	

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

朝日町民体育館のストーブは、令和 7 年 10 月下旬に全 4 台のうち 1 台が点検不良により停止。業者と確認したところ、令和 6 年度に故障取替した 1 台と同箇所の故障が原因とみられる。

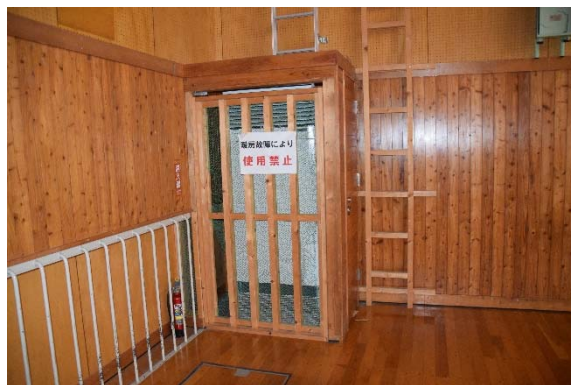
ストーブは設置から 15 年以上経過しており、故障箇所部品の製造が行われておらず、本体自体の交換が必要となる。

朝日町民体育館は冬期間の利用が多く、全 4 台のうち 3 台を、以後 3 か年をかけて 1 台ずつ本備品購入を行い、全ストーブを交換していくことで、機能の完全回復及び利用者の利便性向上を図る。

冬期間利用者延べ人数 R7 6 団体 334 人、R6 9 団体 498 人、R5 7 団体 424 人

【改修概要】

長府 F F 式温風機（FF-288CTS A1） 1 台
給排気筒、取付工事費 含む



◆予算情報

(単位：千円)

年度	事業費	財源内訳					備考
		国庫	道	町債	その他	一般財源	
R8	1,286					1,286	1/3
R9							2/3
R10							3/3
計	1,286					1,286	3 年で全交換

(国庫補助等財源名称及び補助率：)